

(消費者問題に関する特別委員会)

消費者基本法の一部を改正する法律案(島尻安伊子君外五名発議)(参第二七号) 要旨

本法律案は、政府から国会に対し、毎年、政府が講じた消費者政策の実施の状況を報告しなければならないことを定めようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。